

議案第二十九号

港区立武道場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月二十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立武道場条例の一部を改正する条例

第一条 港区立武道場条例（昭和五十九年港区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日まで」を「同月三日まで及び十二月三十一日」に改める。

第六条第一項に次の一号を加える。

三 港区内の学校に通学している者

第六条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一 前項各号に規定する者を主たる構成員とする団体

二 前号の団体以外の団体

第八条第二号に次のただし書を加える。

ただし、第六条第二項第二号に規定する団体が利用する場合で、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第九条を次のように改める。

（利用料金）

第九条 利用の承認を受けたもの（以下「利用者」という。）は、第十八条第二項の規定による指定を受けた者（以下この条から第十一条までにおいて「指定管理者」という。）に対し、武道場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第十条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料」を「指定管理者は、委員会規則で定めるところにより、利用料金」に改める。

第十一条を次のように改める。

（使用料の還付）

第十一条 委員会は、委員会規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

第二十条に次の二項を加える。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、委員会が臨時に武道場の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、委員会は、別表に定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあつては、第九条第一項、第十条及び第十一条の規定を準用する。この場合において、第九条第一項中「第十八条第二項の規定による指定を受けた者（以下この条から第十一条までにおいて「指定管理者」という。）」とあるのは「委員会」と、「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、第十条中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第十一条中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第九条関係）

(一) 火曜日から金曜日まで

午後（午後三時三十分から午後五時三十分まで）

夜間（午後六時から午後九時まで）

二、二〇〇円	三、三〇〇円
--------	--------

(二) 土曜日

午後㊦（午後一時から午後三時まで）	午後㊧（午後三時三十分から午後五時三十分まで）	夜間（午後六時から午後九時まで）
二、二〇〇円	二、二〇〇円	三、三〇〇円

(三) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日

午前（午前九時三十分から午前十一時三十分まで）	午後㊦（午後零時三十分から午後二時三十分まで）	午後㊧（午後三時から午後五時まで）
二、二〇〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円

第二条 港区立武道場条例の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「委員会」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

別表に備考として次のように加える。

備考 第六条第二項第二号に規定する団体の利用については、倍額とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第十一条の改正規定及び次項から付則第五項までの規定 平成二十五年四月一日

二 第一条中別表の改正規定 平成二十六年一月一日

三 第一条中第九条、第十条及び第二十条の改正規定並びに第二条中第十一条の改正規定  
平成二十六年四月一日

四 第一条中第四条、第六条及び第八条の改正規定並びに第二条中別表に備考を加える改正規定 港区教育委員会規則で定める日

(経過措置)

2 この条例第一条の規定による改正後の港区立武道場条例（以下「第一条の規定による改正後の条例」という。）第十一条の規定は、平成二十五年四月一日以後になされた利用の承認に係る使用料について適用し、同日前になされた利用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

3 委員会は、平成二十六年四月一日以後の利用の承認に係る料金を同日前に納付させる場合は、第一条の規定による改正後の条例別表に定める額の範囲内において、区長が定める使用

料を徴収する。

4 前項の場合において、平成二十六年四月一日以後に既に納付された使用料を還付するとき  
は、この条例第二条の規定による改正後の港区立武道場条例第十一条の規定を準用する。こ  
の場合において、この条例第二条の規定による改正後の港区立武道場条例第十一条中「指定  
管理者」とあるのは「委員会」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものと  
する。

5 第一条の規定による改正後の条例別表の規定は、平成二十六年四月一日以後の利用分につ  
いて適用し、同日前の利用分については、なお従前の例による。

(説明)

武道場の使用料に係る規定等を整備するとともに、利用料金制度を導入するため、本案を提  
出いたします。